保護者向け資料

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道名寄高等学校　令和８年（２０２６年）年４月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を理解していただくことを目的に作成しました。

１　いじめの定義について（法律[いじめ防止対策推進法]で定められています）

いじめの定義は時代と共に変わってきています。

Ｓ６１年（いじめについてのはじめての定義）

「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じている者であって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの。」

↓

Ｈ２５年（現在の定義）

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」

現在の学校ではＨ２５年のいじめの定義に則って、該当事案がいじめかどうかを判断します。

以下の事例について・・・

Ｓ６１年の定義ではいじめとは言いがたいですが、Ｈ２５年の定義ではいじめと判断されます。

クラスの生徒と遊んでいる際に、自分の変顔やポーズを知らないうちにスマートフォンで撮影されていた。その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。ただ、自分としてはその画像が友達の間のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても不安で苦痛だ。

→ 友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめと判断して、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 名寄高校では、学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  ①　いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  ②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）により判断します。

※ いじめ行為として判断された事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、関係法令に基づいて、直ちに**警察に相談・通報し、連携して対応する**こととなっています。

２　「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道名寄高等学校いじめ防止基本方針（概要）
全文は学校 HP を御覧下さい。

本校は、いじめ防止対策推進法又は北海道いじめ防止基本方針を参酌し実情に応じて、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めております。

＜概要＞
「学校いじめ防止基本方針」の策定を行い、いじめの理解や予防・早期発見に努め、いじめ防止の指導体制を構築しています。また、近年問題となっているネットいじめへの対応、重大事態への対応を含め、いじめに対して毅然とした態度で、丁寧かつ迅速に対応できるように準備しております。

北海道名寄高等学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）の役割や活動

本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される、いじめの防止等の対策を講じるための組織、「いじめ対策委員会」を置いております。
＜役割や活動＞
・学校いじめ防止基本方針の見直し　・年間指導計画の調整　・調査結果、報告等の情報の整理、分析
・要配慮生徒への支援方針の策定　・校内研修会の企画、立案　・いじめが疑われる案件の事実確認、判断

本校のいじめ防止プログラムの活動

・年２回いじめにかかわるアンケートと個人面談の実施
・スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施
・名寄市小中高いじめ防止サミットへの参加
・風紀委員会におけるいじめアクションプランの作成
・学校行事における縦割り班企画（複数の学年やクラスの合同チーム）の実施
・授業におけるグループやペア活動の実施

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、ＨＲ担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。
また、相談窓口として、「いじめ対策委員会」を設置しています。気軽に相談してください。
令和８年度の北海道名寄高等学校のいじめ対策委員会担当は、瀧川です。
連絡先０１６５４－３－６８４２（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電　話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電　話）	011-612-5030	祝日･年末年始を除く平日 9～12 時　12～17 時
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
上川教育局教育相談電話（電　話）	０１６６－４６－５２４３	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ